

<目次>

- ワールドアベニューに対する差止請求訴訟を提起
- 集団的消費者被害救済制度に関する報告がとりまとめられました。
- 消費者機構日本リーフレットのご案内

## 株式会社ワールドアベニューに対して、 本日、差止請求訴訟を提起しました！

消費者機構日本としては、第二号目となる差止請求訴訟です。

当機構は、2011年9月14日、留学あっせん事業者の「株式会社ワールドアベニュー（以下「当該事業者」という。）」に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。また、同日午後4時から、本訴訟に関する記者説明会を消費者庁会見室で開催しました。

### 【I. 差止請求した内容】

#### 1. 差止対象条項

当該事業者が定めている次の「契約解約時の取消料の設定（申込金の返還取り扱い）<※>」について差止を求めました。

<※>…当該の取消料の設定は、当該事業者が定め、契約書面に付帯している海外留学プログラム約款の「契約後の取消と返金」条項の一部です。

契約を取消した場合には、契約日から経過した日数に応じて、以下のとおり申込金から取消料を支払う。

- ① 契約日から起算して8日目以降で19日目以内の取消  
A/B/C は取消料 105,000 円    D/E/F は取消料 31,500 円
- ② 契約日から起算して20日目以降で29日目以内の取消  
A/B/C は取消料 210,000 円    D/E/F は取消料 42,000 円
- ③ 契約日から起算して30日目以降の取消  
A/B/C/D/E/F とともに申込金全額が取消料

★上記の A/B/C/D/E/F は当該事業者が消費者と契約する留学あっせん契約のプログラム区分で、その内容及び申込金の額等は次頁の参考資料を参照ください。

## 2. 差止請求内容

- (1) 当該事業者が消費者との間で留学あっせん契約を締結するに際し、上記1記載の意思表示を行ってはならないこと。また、上記1記載の意思表示を内容とする条項が印刷された契約書用紙を破棄すること。
- (2) 当該事業者の従業員らに対し、上記1記載の意思表示を行ってはならないこと及び同記載の契約書用紙を破棄すべきことを周知・徹底させる措置を講ずること。

＜参考資料＞：当該事業者の留学あっせん契約のプログラム区分と申込金と取消料の額等について

プログラム区分と内容	申込金	取消料（契約日から起算して）					
		8～19日目		20～29日目		30日目～	
		取消料の額	申込金に対する割合	取消料の額	申込金に対する割合	取消料の額	申込金に対する割合
A 中学校・高校・短大・専門・大学・大学院留学等のプログラム	210,000 ～315,000	105,000	33% ～50%	210,000	67% ～100%	申込金 全額	100%
B 海外インターンシップのプログラム	105,000 ～367,500		29% ～100%		57% ～100%		
C 看護師資格取得のプログラム	315,000		33%		66.6%		
D 長期語学又は学生ビザ対象の語学研修・専門学校留学(1年未満)のプログラム	94,500 ～126,000	25% ～33%	33% ～44%				
E PADIダイビングインストラクターのプログラム	約款上 不明	31,500	不明	42,000	不明		
F ワーキングホリデー・観光ビザ対象の短期留学のプログラム	52,500 ～105,000		30% ～60%		40% ～80%		

## 【Ⅱ. 差止請求訴訟提起までの経過概要】

1. 当機構は、消費者からの情報提供を踏まえ、当該事業者の契約書面及び付帯している「海外留学プログラム約款（以下「本件約款」という。）」等を検証した結果、消費者契約法に反する条項（※下記参照）、等について、2010年5月17日付け及び同年8月9日付けで裁判外の申入れ(改善申入れ)を行いました。

＜当初の条項に関する改善申入れ概要＞

- ※ サービスの対価に相当する金額でもある申込金について、「契約締結後は、一切不返還とする定め（2011年4月以前適用約款）」は、当該事業者のサービス提供の結果とは無関係に高額の違約金等を設定する不当条項であることからその是正・改善を求める。

2. この申入れに対して、当該事業者は同年 12 月に対応し、「契約締結後の解約に伴う、取消料の設定（申込金の返還取り扱い）」について、前記内容へ緩和されたものの、その内容は前記のとおり、「画一的に、契約締結日から起算して取消料（申込金からの充当）を設定し、30 日目以降には申込金全額を取消料とし、申込金が返還されないとする」ものでした。
3. しかし、当該事業者が提供するサービス内容からすれば、本来、契約解約時の当該事業者の損害は、留学先決定の時期、留学先決定後のサービス履行状況により異なるにもかかわらず、単純に契約締結日からの経過日数によって申込金の一部または全部を取消料として徴収するのは、平均的損害を超えた違約金等を定めるものであり、消費者契約法第 9 条 1 号に該当する不当条項です。

このため当機構では、当該事業者における同年 12 月の改善内容を一旦、中間的に公表しながら、その改定内容等を検証し、この間、「契約締結後の解約に伴う、取消料の設定（申込金の返還取り扱い）」に関するさらなる改善を引き続き求めてきました。

しかし当該事業者からは改善回答を得ることができず、今回の差止請求訴訟に至ったものです。

訴状等の書面については、消費者機構日本ホームページ  
[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_110915\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_110915_01.html) を参照ください。

## 集団的消費者被害救済制度に関する報告がとりまとめられました。

### 1. 集合訴訟制度について

消費者委員会のもとに設けられた集団的消費者被害救済制度専門調査会において、昨年 10 月から集合訴訟制度について検討がすすめられてきました。このほど、下記のようなとりまとめが行われました。

#### (1) 概要

今回の報告書では、次のような 2 段階型の制度を採用することを提案しています。

＜第一段階＞ 共通原因を有する多数被害が発生している事案について、適格消費者団体が訴えを提起。事業者の責任を確定します。

＜第二段階＞ 個別被害者が適格消費者団体に手続きを委任して、簡易な手続きにより個別の請求内容・額を確定して救済されます。

この制度では、個々の消費者が最初から訴訟を提起する必要は無く、適格消費者団体が行った訴訟の結果を見て、被害救済がはかられることがわかってから名乗り出ればよいので、被害者の負担が大幅に軽減されることとなります。

## (2) 法案化までに残された課題

この間の専門調査会の議論をふまえて、制度の具体化にむけて尚検討が必要と考えられる論点は、以下のとおりです。

- ① 被告適格～法人だけではなく、役員等実質的な事業運営主体者も被告とするかどうか。
- ② 対象事案（１）～共通争点の支配性（優越性）について要件化する際、どのような文言で法文化されるか。
- ③ 対象事案（２）～個人情報保護流出事案が対象事案に入るか。
- ④ 対象事案（３）～有価証券報告書等の虚偽記載事案が対象度案に入るか。
- ⑤ 二段階目の通知費用～実際に被害を受けた者に対する通知費用を被告の負担にできないか。
- ⑥ 適格消費者団体の報酬規定～法文に明示されると思われるが、引き続き注視が必要です。

## (3) 本制度が実現した後に、将来的に検討すべき課題として整理されたのは、下記の論点です。

- ① C案（一段階のオプトアウト型）を、上記２段階型に接合した制度設計ができないか。
- ② 手続き追行主体を適格消費者団体に限らず、被害者集団（弁護団）に拡充できないか。
- ③ 製造物被害や食中毒など、拡大損害の事案も対象とできないか。

## (4) この他にも、本制度の担い手となる適格消費者団体に対して、どのような支援を具体化していくかも、今後検討が必要な重要なポイントです。

※集合訴訟制度に関する消費者委員会の専門調査会報告書は、下記のホームページを参照ください。

<http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html>

## **2. 「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度**

### **に関する検討チーム」取りまとめ**

集合訴訟制度とは別に、集団的消費者被害救済のための行政措置について消費者庁内での検討がすすめられていました。今回、標記検討チームが取りまとめを公表したところです。まず、平成24年通常国会で消費者安全法の改正を行い、財産被害に係る「すきま事案」について消費者庁が勧告・命令等が行えるようにし、あわせて消費者庁に調査権限を付与します。その次のステップ（平成25年通常国会と考えられます。）で、課徴金制度や消費者庁による破産手続き開始申し

立ての制度について具体化をすすめるとしました。

法規制の網をかいくぐって発生する財産被害事案について、消費者庁がまず行政権限と調査権を持つことは、被害の拡大防止のために重要であり、そこを手当てした後、調査権を活用してはじめて有効に機能するであろう「被害回復や不当収益剥奪のための制度」の整備をはかるというすすめかたです。この方向での具体化が、今後、オープンな研究会で検討されることとなります。動向に関心を持っていきたいと思えます。

※「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」取りまとめの原文は、下記のホームページを参照ください。

<http://www.caa.go.jp/planning/index6.html> - m3

## 消費者機構日本リーフレットのご案内

消費者機構日本は、現在、具体化検討が進んでいる新たな集合訴訟制度を活用するための組織財政基盤の強化を、2011年度の重点課題のひとつとして取り組んでいます。

このほど、その取組みの一環として、広く消費者や団体・企業の皆さんに、寄付や賛助会員登録によるご支援をお願いするリーフレットを作成しました。このリーフレットは、A4サイズ（三つ折）の両面カラー印刷です。

構成は、消費者機構日本がめざすもの、消費者機構日本の組織概要や活動概要、消費者団体訴訟制度とその下での被害情報の収集、分析、申入れの仕組み等をイラスト入りでご案内し、「寄付金による活動支援のお願い」または「賛助会員登録のお願い」を差し込み、目的別に活用できるようにしています。

寄付や賛助会員の募集にご協力いただければ幸いです。リーフレットをご希望の方は、「寄付金による活動支援のお願い」パターンか「賛助会員登録のお願い」パターンかをご指定の上、事務局（担当 小嶋 電話 03-5212-3066、FAX 03-5216-6077、メール [kojima@coj.gr.jp](mailto:kojima@coj.gr.jp)）まで必要部数をお申込みください。

リーフレットのイメージについては、下記のホームページを参照ください。

[http://www.coj.gr.jp/outerzesei/topic\\_110817\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/outerzesei/topic_110817_01.html)